

令和5年度 岩倉市指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	期間		
4	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	6.3.13	6.7.12	4か月間	<p>特定大口都市ガスの見積り合わせ等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年3月4日、公正取引委員会から同法の規定に基づき課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)
5	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区東新町1番地	6.3.13	6.7.12	4か月間	<p>特定大口都市ガスの見積り合わせ等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年3月4日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)
6	東邦瓦斯株式会社 エネルギー計画部	名古屋市熱田区桜田町19-18	6.3.13	6.4.12	1か月間	<p>特定大口都市ガスの見積り合わせ等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年3月4日、公正取引委員会から違反事業者として公表された。</p> <p>このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	期間		
1	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	5.4.12	5.6.11	2か月間	<p>電力供給の顧客獲得競争を制限するカルテルを結び、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から同法の規定に基づき課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このため、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)
2	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区東新町1番地	5.4.12	5.6.11	2か月間	<p>電力供給の顧客獲得競争を制限するカルテルを結び、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このため、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)
3	関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-6-16	5.4.12	5.5.11	1か月間	<p>電力供給の顧客獲得競争を制限するカルテルを結び、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から違反事業者として公表された。</p> <p>このため、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)